

平成30年秋の火災予防運動

実施期間

- 十和田湖畔地区
平成30年 9月24日(月) から 平成30年9月30日(日) まで
- その他の地区(十和田市・六戸町)
平成30年10月15日(月) から 平成30年10月21日(日) まで

秋の火災予防運動とは

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに財産の損失を防ぐことを目的として、毎年同時季に行われております。

全国的には、毎年「119番の日」である11月9日から実施されておりますが、全国と比較して青森県は早く秋を迎えることから、この運動も全国より早く実施しております。

さらに、湖畔地区については、山間地区であり、秋の観光シーズンを見据えた時季に開催しております。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント 3つの習慣・4つの対策

【3つの習慣】

- **寝たばこ**は、絶対やめましょう。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの習慣】

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために**住宅用消火器**を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくりましょう。

暖房器具の使用前点検を！

暖房器具等を使う機会が増えてきますが、使用する前に器具の点検を実施しましょう。
暖房器具と可燃物は十分に離して使用しましょう。

住宅用火災警報器の設置・適切な維持管理を！！

住宅用火災警報器の作動テストはしていますか？住宅用火災警報器にホコリがつくと火災を正常に感知しなくなる可能性があります。また、電池切れは本体が事前に音や音声で知らせてくれますが、留守が続いたことなどにより、把握できないケースも想定されます。この機会に、乾いた布か十分絞った濡れ布で汚れを拭き取り、正常に作動するか試験ボタンを押すなどしてテストしましょう。また、電池切れと判明した住宅用火災警報器が、設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をお奨めします。まだ、住宅用火災警報器を設置されていないご家庭は、大切な人の命を守るため、早急に設置してください。

古い消火器の取扱いに注意！！！！

ご家庭に古い消火器はございませんか。消火器の容器に腐食やキズがある場合は破裂事故を引き起こす可能性があります。このような消火器は操作したり、分解したりせずに適切に廃棄処分をしてください。